

# 社会福祉法人 英芳会 役員等報酬規程

## (目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 英芳会(以下「当法人」という)定款第8条および第21条の規定に基づき、役員(理事及び監事)及び評議員(以下「役員等」とする)の報酬について定めるものとする。

## (役員等報酬)

第2条 当法人の役員等報酬は、支給しないものとする。

## (費用弁償)

第3条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、交通費の実費を弁償する。

- (1) 理事会及び評議員会に出席した場合
- (2) 監事が、監査を実施した場合

## (改 廃)

第4条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

## 附 則

1. この規則は、平成29年5月30日より施行する。